

●香川県監査委員公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年10月31日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
 同 大 西 均
 同 香 川 芳 文
 同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について 嘱託職員報酬の過払い分の返納に係る未収金について、債権管理が十分でなかった。（くらし安全安心課）</p> <p>イ 物品について 取得した備品について、供用等の手続ができていないものが多数あった。また、廃棄した備品について、不用品決定伺兼廃棄処分伺書に払出納通知済の確認がされていなかった。（危機管理課）</p>	<p>ア 収入について 今年度に入り直ちに未収金管理票等の整備、債務者からの納入誓約書を徴収するとともに、定期的に債務者宅を訪問しての督促等を行っている。今後とも適切な債権管理を行う。</p> <p>イ 物品について 直ちに供用等の手続及び不用品決定伺兼廃棄処分伺書に払出納通知済の確認を行った。</p>